

(お知らせ)

「放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ」
について

平成27年9月30日（水）
環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官室(除染チーム)
課長：小野 洋（内線7502）
担当：浜島 直子（内線7518）
直通：03-5521-9260
代表：03-3581-3351
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課
課長：山本 昌宏（内線6811）
担当：豊島 広史（内線6809）
直通：03-5521-8830

放射性物質汚染対処特措法の施行状況について、放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会において審議が行われた結果、本日、「放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ」が浅野直人座長から環境省に提出されました。

環境省としては、本取りまとめを踏まえ、今後、関係自治体、関係省庁等とも連携・協力し、必要な対応を図ってまいります。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法附則第5条において「法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ものとされています。

これを踏まえ、環境省では、同法に基づく各種施策についてその施行状況を検討することを目的として、「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」（座長：浅野直人福岡大学名誉教授）を設置し、本年3月31日から5回にわたって開催してきたところです。

本日、同検討会の取りまとめとして、「放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ」が、浅野直人座長から環境省に提出されました。

環境省としては、本取りまとめを踏まえ、今後、関係自治体、関係省庁等とも連携・協力し、必要な対応を図ってまいります。